

奈良工業高等専門学校転科に関する規程

平成21年6月11日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第21条の規定による転科（以下「転科」という。）について、必要な事項を定める。

(願出)

第2条 転科を希望する者は、転科願（様式1）により、保護者同意のもと、学級担任を経て、校長に願出しなければならない。

2 転科を願出することができる者は、次に掲げる各号に該当する者とする。

- 一 第1学年に在籍する者
- 二 明確な転科希望理由がある者
- 三 当該学年の一定基準の学業成績を修めた者

3 願出の期間は、別に定める。

(選考)

第3条 校長は、第2条に規定する願出があったときは、その選考について転科希望先学科に付託する。

2 転科希望先学科は、転科希望のあった学生に学力試験及び面接等を実施する。

3 転科希望先学科は、前項の規定による学力試験及び面接等の結果に基づき審議を行い、校長にその結果を答申する。

(許可)

第4条 校長は、前条第3項による答申に基づき、教職員会議の議を経て転科を許可する。

2 校長は、転科を許可した場合は、転科許可書（様式2）を交付する。

(転科後の学年)

第5条 転科後の学年は、第2学年とする。

(修得科目及び修得単位数の取扱い)

第6条 転科を許可された学生の転科前の学科で修得した第1学年教育課程の科目及びその単位数は、転科後の学科における教育課程の科目及びその単位数に振り替えることができる。

2 前項において、転科後の学科の教育課程を履修しても全課程の修了の認定に必要な単位数に不足が生じる場合は、当該学科が、転科を許可された学生に対して履修すべき科目及び単位数を受け入れ時に指定し、これを修得させなければならない。

3 前項における当該科目の履修については、特別に時間割を編成して行うことができるものとする。長期休業中に集中講義形式での履修も認める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

2 昭和45年6月25日制定の転科取扱実施要項及び転科取扱実施要項申合せ事項は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年6月11日から実施し、平成21年3月26日から適用する。

(様式2)

転科許可書

工学科 第1学年

氏 名

選考の結果, 令和 年 月 日付で 工学科第2学年への転科を
許可する。

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長